

京都市告示第 74 号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成16年1月13日付けで認可した南里町内会の代表者変更の届出、平成20年8月12日付けで認可した春日野町内会の代表者変更の届出、平成12年6月23日付けで認可した勸修寺自治連絡協議会の代表者変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年5月24日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
南里町内会	内海 克己	建部 實嗣
春日野町内会	舟越 千秋	柳本 美知子
勸修寺自治連絡協議会	北村 敏夫	藤本 寛子

2 代表者の住所

	変更前	変更後
南里町内会	京都市伏見区醍醐溝口町 11番地	京都市伏見区醍醐柏森町 7番地の1
春日野町内会	京都市伏見区醍醐外山 街道町7番地の49	京都市伏見区醍醐外山 街道町3番地の43
勸修寺自治連絡協議会	京都市山科区勸修寺北大 日町21番地	京都市山科区勸修寺閑林 寺73番地の10

(文化市民局地域自治推進室)